

平成24年4月1日から 金沢市の耐震改修工事等補助制度が一部変わります。

1. 改正の背景

金沢市では、平成16年度に民間建物の耐震化を支援するため、耐震改修工事等に対する補助制度を新設しました。この間、平成20年度には木造住宅に対する支援を充実させたことにより、木造住宅の耐震化は一定の進捗が図られてきました。

他方、木造住宅以外の建物の耐震化は残念ながら進んでいない状況です。

そこで、地震による被害を最小限にとどめ、市民生活の安全性を向上させることを目的とし、特に耐震化を促進すべき建物に対する支援が充実するよう、補助内容の見直しを行いました。

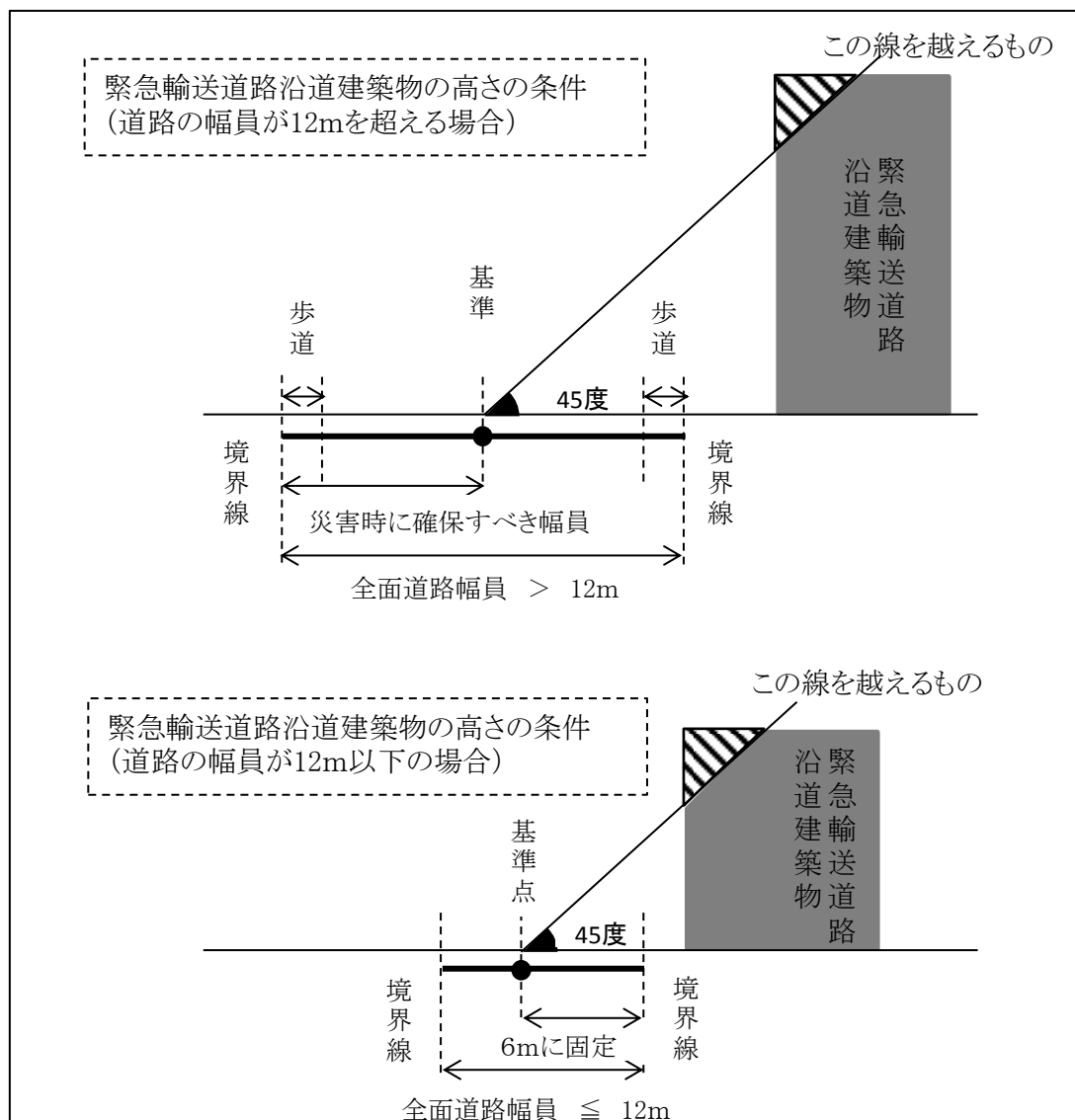
(特に耐震化が必要な建築物)

(1) 住宅(一戸建て住宅、共同住宅、寄宿舍又は長屋)

○目的:災害時の人命の確保と、災害後の市民の生活基盤を維持。

(2) 緊急輸送道路※1沿道建築物

○目的:緊急輸送道路に面した建物の倒壊を防ぎ、災害時の交通を確保する。



※1 緊急輸送道路とは「石川県地域防災計画」で定められたものをいいます。

2. 改正の概要

(1) 木造建築物のうち共同住宅等に対する限度額の拡充

○生活基盤となる用途のうち、共同住宅、寄宿舍、長屋に関し、その住戸数や建物規模に即した支援体制となるよう、限度額を見直し。

(2) 非木造建築物の内容を4種類に細分化し、補助率・補助限度額を拡充

○画一的な補助体系から、特に耐震化が必要な建築物の補助率・補助限度額を引き上げ、重点的に耐震化を支援。

3. 改正点

【改正前】

区分		基準	補助率	限度額
木造	診断	低所得者世帯	3/4	12万円
		その他の世帯	2/3	10万円
	設計	低所得者世帯	3/4	23万円
		その他の世帯	2/3	20万円
	改修工事	低所得者世帯	3/4	150万円
		その他の世帯	2/3	130万円
非木造	診断	住宅及び 不特定多数の人が利用する施設	1/3	100万円
	設計	同上	1/6	50万円
	改修工事	同上	7.6%	4.73万円/㎡



【改正後】

区分		基準	補助率	限度額
木造	診断	低所得者世帯	現行どおり	
		その他の世帯		
	設計	低所得者世帯	現行どおり	
		その他の世帯		
	改修工事	低所得者世帯	現行どおり	
		その他の世帯		
非木造	診断	共同住宅、長屋、寄宿舍※2	2/3	60万円/戸
		一戸建て住宅	2/3	20万円
		共同住宅、長屋、寄宿舍		200万円
		緊急輸送道路沿道建築物		
		上記以外の 不特定多数の人が利用する施設	1/3	100万円
	設計	一戸建て住宅	2/3	10万円
		共同住宅、長屋、寄宿舍		100万円
		緊急輸送道路沿道建築物		
			上記以外の 不特定多数の人が利用する施設	1/3
	改修工事	一戸建て住宅	2/3	170万円
		共同住宅、長屋、寄宿舍※2		100万円/戸 かつ1億円
		緊急輸送道路沿道建築物		1億円
			上記以外の 不特定多数の人が利用する施設	7.6%※3

※2 限度額の根拠となる住戸数は別途算定します。

※3 国の補助要件を満たした場合は、15.2%になります。

問い合わせ先

金沢市 都市整備局 定住促進部 建築指導課 建物安全対策室 Tel:076-220-2327/Fax:076-220-2134